

## 興福寺藏「興福寺維摩会料當國不足米餅等定案」紙背文書

「興福寺維摩会料當國不足米餅等定案」の体裁は次の如くである。袋綴、寸法30×29cm 料紙楮紙、(反古裏)、紙数15枚(本紙のみ、表紙別)、表紙後補、(興福寺印)の方朱印あり。本書の内容は興福寺領から差出すべき維摩会料米餅等の員数を各庄園別に書上げると共に、その収納状況を記したものである。これによつて「三大会」の一つたる興福寺維摩会の費用等の徵集方法の一端が知られるのみでなく、一種の興福寺領庄園目録としても役立て得るものである。本書が書かれたのは次の奥書によつても知られる如く、弘安八年のことである。

「弘安八年五月廿日書写之畢、以朝忍之本令交合相伝之本、被食虫之故也

都維那(花押)

しかし本書の内容は、右の奥書からも知られるように、弘安八年よりかなり以前の状態を示すものである。本文の終りには「自和銅七年正治二年四百八十五年也」と記されており、本書の底本が書かれたのは少くともこの正治二年(1200)以前のことである。又本文中にも建久五年(1194)、同六年(1195)のことを記している箇所が見られる。従つて本書の底本が成立したのは建久六年乃至正治二年の間で、この内容もその頃の状態を表しているものと考えられる。

次に本書の紙背文書について述べる。紙背文書15通の中で、年月日

の明記されているのは第十一紙の弘安六年三月廿五日秋季御八講進物送状一通のみである。しかし本書の書写は前述の如く弘安八年五月廿日であるから、紙背文書の年代は当然それ以前に属することになる。恐らくは弘安年間乃至それを若干溯る位の年代と考えてよいのである。

第一、二、三、十五紙の四通は博奕の一種「四一半」に関する文書である。中でも特に第一、三、十五紙の三通は四一半に際しての借錢の催促に関する相論文書で、訴訟としては雜務沙汰に属するものである。この訴訟は興福寺に於て裁かれたものようであるが、鎌倉幕府のものはもとより、他の機関におけるものであつても、鎌倉時代の雜務沙汰関係文書は他の訴訟関係文書(所務沙汰、檢断沙汰)とは異り、残存例は極めて乏しいのが現状である。それ故これ等は数少い雜務沙汰関係文書の一つとして重要な史料と言えよう。第一紙は又一乘院漆工の座に關する文書である。第二、三紙にはそれぞれ「同宿之上、依為一和尚触遣子細之処」、「同宿上、依為当山一和尚、以書状度々触遣子細之処」とあるが、これは当時の寺院内部の組織を知る上に一つの手懸りともなるであろう。しかもこれ等は第十五紙の文書と共に、当時の僧侶の生活的一面を具体的に示してくれるものである。又第十

本書は本文、紙背文書共に興味のあるものであるが、紙数の關係から紹介するのは紙背文書に止め、表の本文は割愛せざるを得なかつた。

(田中稔)

○ 紙背文書

(第一紙) 一乘院家新座漆工影宗言上状 (折紙)

一乘院家新座漆工影宗言上

為衆徒御沙汰就四一半打攤坊等御沙汰影宗罷入落書擬蒙御罪科無

跡形難堪上者被止理不尽御沙汰於院家御沙汰欲被絞御糺定愁事

件子細者昨日止六日為衆徒御沙汰就落書四一半打等乃有御沙汰然而

影宗罷入彼落書云々就之衆徒直在擬蒙御罪科之間為院家寄人之由

就令申天暫被止當座御沙汰歟然而猶可有御罪科之由承之條無術次第

也於影宗者都以不仕之且如此勝負事身獨志天非仕事所對之仁在之然  
者縱雖諍申上之矣仁之者更不可有其隱者歟而於此道者一期不存知

子細之處

(所詮方) 今始天罷入彼

(申欠) (以下下段)

一宅者依下人恒病旁所他人之許仁僅  
等露頭也哉早仰高察者歟

狀組

件

(第二紙) 覚能重言上状 (折紙)

覺能重言上

欲早被停止夷豪無道謀計罷蒙安堵 御成敗事

夫子細先度言上事旧畢抑彼陳狀云覺能於中川打四一半之時取夷豪下人德寿太郎借錢打入之畢云々先覺能打四一半云事無跡形無害也此条尤可出申証拠証人若有帶意趣之仁於令申付無害者早被糾明速可被行

奏事不寒之罪科者也次德寿太郎借錢打入之云々此又前後相違申狀也所詮何皆以謀計之企故如此相違歟只今非正旨 次同宿之上依為一和

尚触遣子細之處令存知子細歟之間不及一言返答等云々付触遣夷豪即一和尚相尋子細於覺能之處覺能返答仕云一向之無害也私間答不事行之上者早令言上子細院家可仰 上裁之旨返答之間

(申欠) (以下下段)

及大落書日覺能博奕一之云々此又存外落書之時者

蔬落書聞之奕之落書不聞之此条

山門有御尋者隱若有帶意趣之輩不

(之カ)科為損人覺能博奕落書之由令申之輩在之者其躰

者也不尔者胸臆之次第也若博奕之由令

出来者对于件仁速可無害之條露頭之時者早

件仁於重科者也不然者向不可有定期者早被絞御沙

汰欲被糾明謀計之有無謹言上如件

(第三紙) 寺僧夷豪陳狀 (折紙)

寺僧夷豪弁申  
中川住侶覺能本朝付借錢間致謀訴條其咎難遁子細事

件覺能於中川打四、半之時取実豪下人德壽太郎借錢打入之畢則任借

二月十日

持継(花押)

書之旨度度雖令催促件錢於都以不致弁之間同宿上以為當山一和上以

琳賢御房

書狀度々触遣子細之廻令存知子細歟之間不及一言返答隨無教訓之儀

102

歎爰德寿太郎不慮令死去畢彼子息等歎申之間執沙汰之處所從十郎云事不存知者也然者散々申狀謀計故歎凡本人死去之後寄事於謀計如此

〔奥端宛書〕  
〔切封〕

令申歟非無疑就中相諭之法以証文為先償借物者世上法也何乍並乞諭

琳賢御房

可令遁避哉猛惑至也次宗

卷之二

111

常令申候之間，申候恐入，候之

（中次）（以下下段）（剛力）

重以脚力令申候就衆徒之僉議狀不被成下 殿下御

書十余通在之。年預封天令取置之畢有御手者也。早任道理為蒙。仍披陳言上如件

(第四紙) 持継書状(前次) 一月十日

(前欠)

有緣之山川及候其外を可被差之山内々可有御申候西南院御事重

可被申伝候者勝願院へ可有御申候數是ハ所存之分を申□条々可然之様可有御計候於御上洛者いかざ〔まか〕にも可然候と存候大輔法橋をも

御上洛□時為御談合可進候ハヽ可隨仰候又  
御教書も成候奉行も逗

留候て御沙汰候者十七口ニハ必愚身も京都ヘ可參合候此等之条々御

計候て且御沙汰候べく候日為蒙仰令申候抑且大明神之御領候上印方真想未式往て丁中云之山中候、三生申候也諸事明

假丁——御方重恩相付——申位之日申假——一座申假七詩是其見參之詩矣恐々謹言

(第七紙) 泉木津両木屋預并木守等申狀(九月十二日)

いもあらひのをりかみちんし申て候よし承候未たれへもくたし給へ  
らす候いかやうに候やらん大明神も大隅壇成就住て御悦と承候付  
之候てハいそき此船お給返せられ候て浮橋渡にひき候へく候此船給  
返候いてハ大明神御帰坐候とも浮橋ハ御事決定かけ候へく候早々御  
沙候(法服カ)いそき船を給返し給へく候

九月十二日

泉木津両木屋預等

并木守等上

□  
□  
當御房

(第八紙) 札紙書

逐申

うり二籠給候了御志之至返ノ候ノ為悦無極候ノ于今ノ悦入

候ノ恐々謹言

(第九紙) 札紙書

追申

來月四五日之比又御殿人可給候也恐々謹言

々謹言

(第十紙) 入調舞注文(折紙)

入調舞

左  
案摩二舞  
右

(第十三紙) 某書狀(後次)

六月廿三日

琳賢御房

左衛門尉□  
(花押)

団乱施 古島蘿

蘿合 進走禿

万秋樂 皇仁

散手 貴徳

大平樂 狼梓

拔頭 納蘿利

(第十一紙) 秋季御八講進物送狀(弘安六年三月廿五日)

奉送 秋季御八講進物事

合三十五前加上下定

右奉送如件

弘安六年三月廿五日

上座法眼禪舜

(第十二紙) 左衛門尉某書狀(六月廿三日)

御上洛之時入見參候委細申承候之條悅存候向後者細々蒙仰可令申候  
也兼又成功用途且五十貫文を用意候五十貫文御請取に人夫あいそゑ  
て可給候其後無御音信候之間態以飛脚令申候毎事期御上洛之時候恐

々謹言

當年長講会米未□□内且三千余疋運送□由庄官參申候即□進之候納所琳賢無□違候哉隨御下知可□進濟之由仰含候也所□然可究落之山殊尋沙汰□恐々謹言

〔 〕 (以下次)

〔第十四紙〕 照蓮書狀 (九月十二日)

会米事其後又四五十貫到来候聞伝て替錢三可取之由□人ノ候但先々ニ此りはて候又夜々怖畏候之由歛申候誠可謂候明日なと御下向候ハ即可持下之山可下知候今一兩口も延引候ハ慥御留守に請之彼請取な□御辺候ハ可被成返抄候歟人々の返答もむつかしく候又とく手をはなちたく候由申候能様可令相計給候恐々謹言

九月十二日

〔宛書次カ〕

照蓮

〔第十五紙〕 覚能言上狀 (折紙)

〔 〕 住侶覺能謹言上  
〔 〕 被停止寺僧寒豪覺内房□道沙汰令安堵子細事  
〔 〕 者去四月比以使者寒豪申云□□事可返給云々存外之間以誰□□請乎之由相尋之處使者申云以□□辺住人為縁覺内房之錢借用之□之十郎男爾令持之取畢云々重尋□□大寺住人者誰仁乎之由間答之処令□□知之由罷帰畢其後使者重來云□□年比覺内房之所從十郎男之四□□錢於印禪房令借用而十郎男死□□覺内房之沙汰所令謹責也早□□也借書在之即

〔興福寺維摩公料當國不足米餅等定案〕 紙背文書

案文書遣之可□□此条先後相違申狀也初度者覺□□於借用

〔 〕 者十郎之錢於□□借錢之

〔 〕 (中次カ) (以下下段)

廿八日差遣兩□使者令号責之間返答申云所詮私問答不事行之上者早令言上子細於院家可糺謀計之寒否之旨令申畢者早被召尋子細於寒豪欲明謀略之有無造意之趣無跡形事也凡覺能無一年十代之疇曠者不啻東作之世業之一粒半錢之財貯者無西收之余資依何被阿党哉胸臆之謀略也奸惡之太歟難堪之子細也唯仰繼素之鑒察者也底弱之山僧為威勢之徒衆於被蔑如者雖一日片時難安堵者也然者非院家之御糺定者爭令決謀計之有無乎仍愁吟之余乍恐粗言上如件